

# 誓 約 書

貴学の施設内において行う映画・ドラマ等の撮影に際し貴学が述べる次の各号をすべて承諾し遵守することを誓約いたします。

## (撮影の制限等)

- 1 次の事項に該当する場合、財産管理役は撮影を制限し、または許可しないものとする。
  - 一 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
  - 二 法人の業務に支障を来すおそれがあると認められるとき。
  - 三 法人の施設に悪影響が生ずると認められるとき。
  - 四 撮影申請者及びその関係者が、本申合せまたは担当職員の指示に反するおそれがあると認められるとき。
  - 五 その他撮影を許可することが適当でないと認められるとき。

## (撮影の条件)

- 2 撮影の許可に当たって、次の条件を付すものとする。
  - 一 撮影に当たっては、定められた人数、時間の範囲内で行うとともに、担当職員の指示に従うこと。
  - 二 撮影場所については、撮影による破損等を防ぐため、事前に養生するとともに、撮影後は原状回復を行うこと。また万一破損等が発生した場合は担当職員の指示により、撮影申請者の責任で修理を行うこと。
  - 三 撮影に要する電源は、バッテリー等の機材を撮影申請者側で用意すること。
  - 四 撮影を行う場合は、職員の業務遂行及び学生の修学・研究活動等の妨げにならないよう注意すること。
  - 五 撮影にあたっては、定められた場所以外で喫煙飲食を行わないこと。
  - 六 撮影にあたり、所有権・著作権等法令上の問題が生じた場合は、すべて撮影申請者が責任を負うこと。
  - 七 作品のクレジットに撮影協力として、法人名を明記すること。
  - 八 撮影に伴う成果物は法人に寄贈すること。
  - 九 緊急事態発生時及びその他撮影に関する事項については、担当職員の指示に従うこと。

## (撮影場所)

- 3 撮影は、法人が定めた場所で行うものとする。

(映画等撮影に関する使用料)

- 4 映画等撮影に関する使用料は、国立大学法人東京海洋大学固定資産貸付料算定基準で定める。
- 5 映画等撮影に関する使用料は、撮影終了後に国立大学法人東京海洋大学が発行する請求書に基づき支払うこと。
- 6 5により納付された映画等撮影に関する使用料は、原則として返却しないものとする。
- 7 振込に係る手数料は、撮影申請者が負担する。

(撮影の中止)

- 8 撮影申請者が1に定められた制限事項及び2に定められた条件並びに10で申し合わせた条件・制限に違反していると判明した場合は、撮影承認の取消または撮影の中止を命じることができる。

(損害賠償等)

- 9 撮影申請者が法人の施設等を損傷した場合はこれを修理し、またはその賠償をさせることができる。
- 10 撮影申請者は法人の施設・設備等の不具合により、撮影に支障をきたした場合及び事故が発生した場合においても、法人への損害賠償等の請求は行わない。

(その他)

- 11 打ち合わせにおいて申し合わせた条件及び制約事項(大学側記入)

- ・ 撮影時の進捗状況を随時大学側立会者又は警備の者に知らせ、撮影時間の延長等が必要な場合は直ちに大学側に了解を求めること。ただし、夜間においては撮影日の前日までに大学側の了解が得られている場合を除き、21時(完全撤収)までとする。
- ・ 撮影関係者であると外見的に判るように腕章、バッジ等を着けること。

平成 年 月 日

東京海洋大学財産管理役 殿

撮影申請者

会社・法人等名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

連 絡 先 \_\_\_\_\_